

○笛吹市簡易水道等給水条例施行規則

平成18年6月26日

規則第33号

改正 平成26年10月1日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、笛吹市簡易水道等給水条例(平成18年笛吹市条例第61号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 笛吹市水道事業給水条例施行規程(平成18年笛吹市水道事業管理規程第1号)の規定は、笛吹市簡易水道等について準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 一宮町簡易水道事業給水条例施行規則(平成12年一宮町規則第10号)は、廃止する。

(経過措置)

3 一宮町簡易水道事業給水条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年10月1日規則第14号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。